

消防業務システム標準仕様書 (第2版)

消防庁 防災情報室

令和6年 10 月

[G1-01] 消防業務システム標準仕様書

[illegible]

目 次

第1章	本仕様書について	- 1 -
1.1	記載内容の概要と参照先	- 1 -
1.2	消防業務システム標準仕様書の概要	- 2 -
(1)	消防業務システム標準仕様書の作成目的	- 2 -
(2)	目指す姿	- 3 -
(3)	消防業務システム標準仕様書の改定	- 4 -
第2章	標準化の対象範囲	- 5 -
2.1	標準化の対象範囲	- 5 -
(1)	利用対象者	- 5 -
(2)	対象範囲とする消防業務システムの機能	- 5 -
(3)	システム階層	- 6 -
2.2	システム構成図	- 7 -
(1)	消防システムの全体像	- 7 -
(2)	消防業務システムの全体像	- 8 -
第3章	機能要件	- 9 -
3.1	機能要件全般に関する事項	- 9 -
(1)	機能要件の利用方針	- 9 -
(2)	機能要件の構成	- 10 -
第4章	様式・帳票要件	- 11 -
4.1	様式・帳票要件全般に関する事項	- 11 -
(1)	帳票要件の利用方針	- 11 -
(2)	帳票要件の構成	- 12 -
第5章	データ要件・連携要件・文字要件	- 14 -
5.1	データ要件	- 14 -
(1)	標準移行データ定義	- 14 -
5.2	連携要件	- 16 -
(1)	連携方式	- 16 -
5.3	文字要件の仕様	- 18 -
第6章	非機能要件	- 19 -
6.1	非機能要件全般に関する事項	- 19 -
(1)	非機能要件の構成	- 20 -
第7章	用語	- 23 -
7.1	用語の定義	- 23 -

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第 1 章本仕様書について 1. 1 記載内容の概要と参照先】

第 1 章 本仕様書について

1. 1 記載内容の概要と参照先

消防庁では「消防指令システムの高度化等に向けた検討会¹」において、消防業務システムや消防指令システムの支援系機能の一部(以下、まとめて「消防業務システム」という。)の標準化とクラウド活用を進め、業務の効率化を図るため、消防業務システム標準仕様書を作成した。本仕様書の記載内容の概要と参照先を表 1-1 に示す。

表 1-1 記載内容の概要と参照先

章目	項目	項目タイトル/概要
1 章 本仕様書について	1. 1	記載内容の概要と参照先 ・本仕様書の記載内容の概要と参照先を記載している。
	1. 2	消防業務システム標準仕様書の概要 ・消防業務システム標準仕様書の作成目的、目指す姿・本仕様書の改定方針を記載している。
2 章 標準化の対象範囲	2. 1	標準化の対象範囲 ・消防業務システム標準仕様書の対象範囲(利用者、対象装置・階層・利用方針など)を記載している。
	2. 2	システム構成図 ・システムの全体構成などをイメージできるようにするため、参考として消防指令システム及び消防業務システムの全体像を示している。
3 章 機能要件	3. 1	機能要件全般に関する事項 ・機能要件に係る基本情報及び機能の実装区分を記載している。 ・消防業務システム標準仕様書「機能一覧」について記載している。
4 章 様式・帳票要件	4. 1	様式・帳票要件全般に関する事項 ・帳票要件の基本情報、「国表」・「外部帳票」・「内部帳票」の分類、消防本部がクラウド環境に標準仕様書の機能を実装したシステム(以下、「標準システム」という。)を利用するに当たって参照する帳票範囲及び対象範囲外の帳票の利用方針などを記載している。

¹ 消防庁が事務局となり、令和 2 年度から実施している消防指令システムの高度化などに向け、消防指令システムの将来的なあり方・取組方針及び消防指令システムと外部システムを接続するための標準インターフェイスなどについて検討を行う会議体

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第 1 章本仕様書について 1. 2 消防業務システム標準仕様書の概要】

章目	項目	項目タイトル/概要
		・消防業務システム標準仕様書「帳票一覧」及び「帳票レイアウト・諸元表」について記載している。
5章 データ要件・連携要件・文字要件	5. 1	データ要件 ・消防業務システムのデータ要件として定義対象範囲及びデータレイアウトを記載している。 ・消防業務システム標準仕様書「標準移行データ仕様」について記載している。
	5. 2	連携要件 ・消防業務システムが、その他のシステムと連携する方式について記載している。
	5. 3	文字要件 ・消防業務システム内及び、その他のシステムとの連携に際して利用する文字要件を記載している。
6章 非機能要件	6. 1	非機能要件 ・非機能要件の基本情報及び「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第 1.1 版】 ²⁾ 」(以下、「標準非機能要件」という。)からの主な変更点などを記載している。
7章 用語	7. 1	用語の定義 ・本仕様書で使用する用語を定義している。

1. 2 消防業務システム標準仕様書の概要

(1) 消防業務システム標準仕様書の作成目的

近年の官民を挙げたクラウドシフトをはじめ、行政運営の効率化などを目的とした行政のデジタル化が推進されるなど、行政機関の使用する情報システムを取り巻くICT環境は大きく変化している。また、近年、長期化・広域化している災害に対応するため、必要なときに必要なツールを利用できる環境の必要性・緊急性が高まっている。

現在、消防本部では、警防、予防、水利、要援護者情報といった様々なデータの管理や事案情報の保管、資機材管理など、消防本部の業務に必要な各種機能を持つ消防業務システムを消防本部ごとに独立したネットワーク内で整備しているなどの要因から、消防本部ごとのシステム関連費用の負荷が大きいことといった課題があるほか、消防本部職員の業務負荷が高い、必要な時に必要なツール・機能がないなどの課題もある。

上記の課題を踏まえ、消防庁では「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」にお

²⁾ 「非機能要求グレード（地方公共団体版）」（平成 26 年 3 月・J-L I S 作成）において、クラウド調達時の扱いが「○：クラウドの対象と成り得る項目」とされている項目を中心に、必要と考えられる項目の「選択レベル」を基準として、最新の状況などを鑑み修正・追加をした文書

〔G1-01〕 消防業務システム標準仕様書
【第 1 章本仕様書について 1. 2 消防業務システム標準仕様書の概要】

いて、消防業務システムの標準化とクラウド活用を進め、業務の効率化を図るため、消防業務システム標準仕様などを策定した。

(2) 目指す姿

消防本部の消防業務システムの標準化・クラウド活用の取組みの主たる目標を、デジタル庁が示す「地方公共団体情報システム標準化基本方針³」を参考に規定する。

① 競争環境の確保

消防業務システム標準仕様書により新規事業者の参入及びシステム移行が容易となることで、事業者間の競争環境を確保し、ベンダーロックインを回避することを目指す。具体的な方針を以下に示す。

- 構築はクラウド環境を活用することでハードウェアの減価償却期間等の制約から解放されるため、消防本部が消防業務システムを構築するのではなく、消防業務システム事業者が構築したシステムを消防本部が利用する形に変える。
- 標準システムの構築は、複数のクラウドサービスから消防業務システム事業者が選択可能な環境を整備することにより、クラウドサービス提供事業者間の競争を確保し、ベンダーロックインを防止するとともに、高い水準のセキュリティを担保しつつ、経済性の高いクラウドサービスを提供する。
- データ要件・連携要件への適合性を確実に担保することにより、他事業者への移行(切替え)時の難易度を下げ、競争環境を適切に確保する。

② システムの所有から利用へ

クラウド環境を活用することで、消防本部が従来のオンプレミスシステムのようにサーバーなどのハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーションなどのソフトウェアを自ら整備・管理する負担を軽減する。

③ 迅速で柔軟なシステム

制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応などのために標準システムを改修する必要がある場合、消防本部が個別に対応する負担を軽減するとともに、当該改修の範囲を最小限にし、かつ、迅速に改修を行えるようにするため、次の点を念頭に置く。

³ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号。以下、「標準化法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として作成された文書

〔G1-01〕 消防業務システム標準仕様書

【第 1 章本仕様書について 1. 2 消防業務システム標準仕様書の概要】

- 標準システムは、モダンアプリケーションの構造を採用する。
- クラウドのマネージドサービスを活用する。

（3） 消防業務システム標準仕様書の改定

消防業務システム標準仕様書は、以下のような場合に改定することを想定している。改定に当たっては、関係者との協議を踏まえて実施する。また、制度改正により本仕様書を改定する必要がある場合は、制度の施行時期を勘案して改定する。

- 制度改正時のほか、多くの消防本部で必要性が高いと考えられる機能が必要となった場合
- 消防本部や事業者の創意工夫によるシステムの機能改善などの提案があった場合
- 新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展などがみられる場合

など

第2章 標準化の対象範囲

2.1 標準化の対象範囲

(1) 利用対象者

全ての消防本部(消防の事務を処理する一部事務組合などを含む)及び消防業務システムを提供する事業者とする。

(2) 対象範囲とする消防業務システムの機能

消防で使用しているシステムについて機能面から「指令系」、「支援系」、「業務系」の3種類に整理し、「指令系」及び「支援系」を消防指令システム、「業務系」を消防業務システムとして定義した。

このうち、標準化・クラウド活用の対象として、災害対応時に大きな役割を担うことが比較的少ない消防業務システムを標準化対象範囲として規定する。

【機能分類】

- ・ 指令系: 出動指令など、通信指令業務を行う際に必要となる機能
- ・ 支援系: 地図機能や高所監視カメラ機能、指定されたバックアップデータを取得及び保管できる機能
- ・ 業務系: 出動報告書や届出情報の管理をする機能

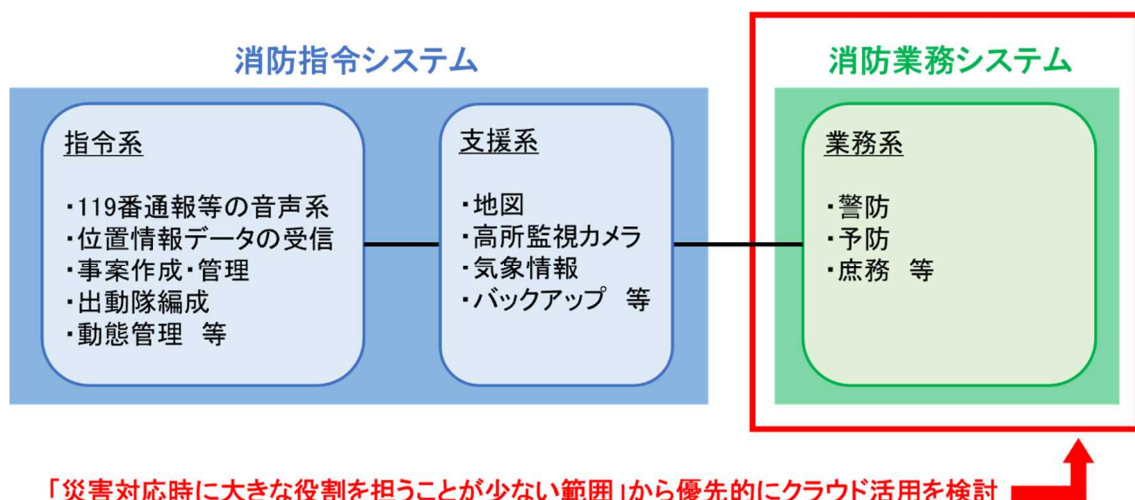


図 2-1 標準化の検討範囲

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第2章標準化の対象範囲 2.1 標準化の対象範囲】

(3) システム階層

消防業務システムは、アプリケーションとクラウド環境から構成される。標準化の対象範囲としては、アプリケーション階層の「機能要件、様式・帳票要件、データ要件・連携要件・文字要件」、アプリケーション階層及びクラウド環境で共通の「非機能要件」である。

クラウド環境については、利用形態(IaaS や PaaS 等)や採用するアーキテクチャ等により非機能要件を満たす構成が複数存在し、消防業務システム事業者による工夫・提案が可能な部分であるため標準化対象外とする。

※構成例については、[G4-02] 消防業務システムの導入手順書 別紙 事業者向けクラウド実装ガイドを参照いただきたい。

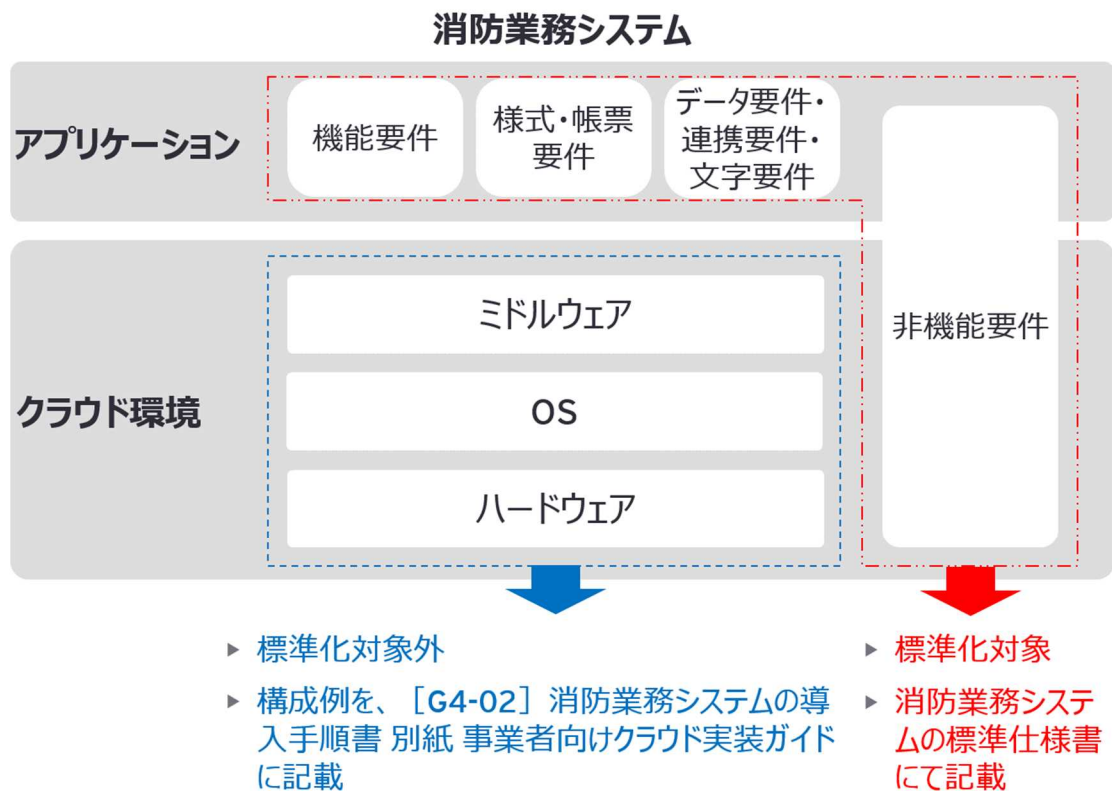


図 2-2 システム階層別の標準化対象範囲

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第2章標準化の対象範囲 2.2 システム構成図】

2.2 システム構成図

システムの全体構成などをイメージできるようにするため、参考として消防指令システム及び消防業務システムなどの全体像を以下のとおり示す。

(1) 消防システムの全体像

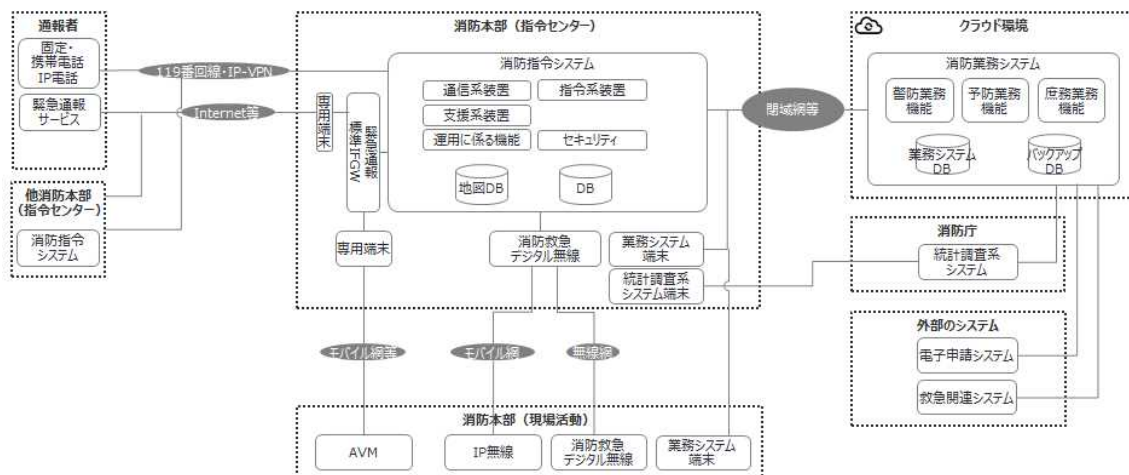


図 2-3 消防システム全体構成

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第2章標準化の対象範囲 2.2 システム構成図】

(2) 消防業務システムの全体像

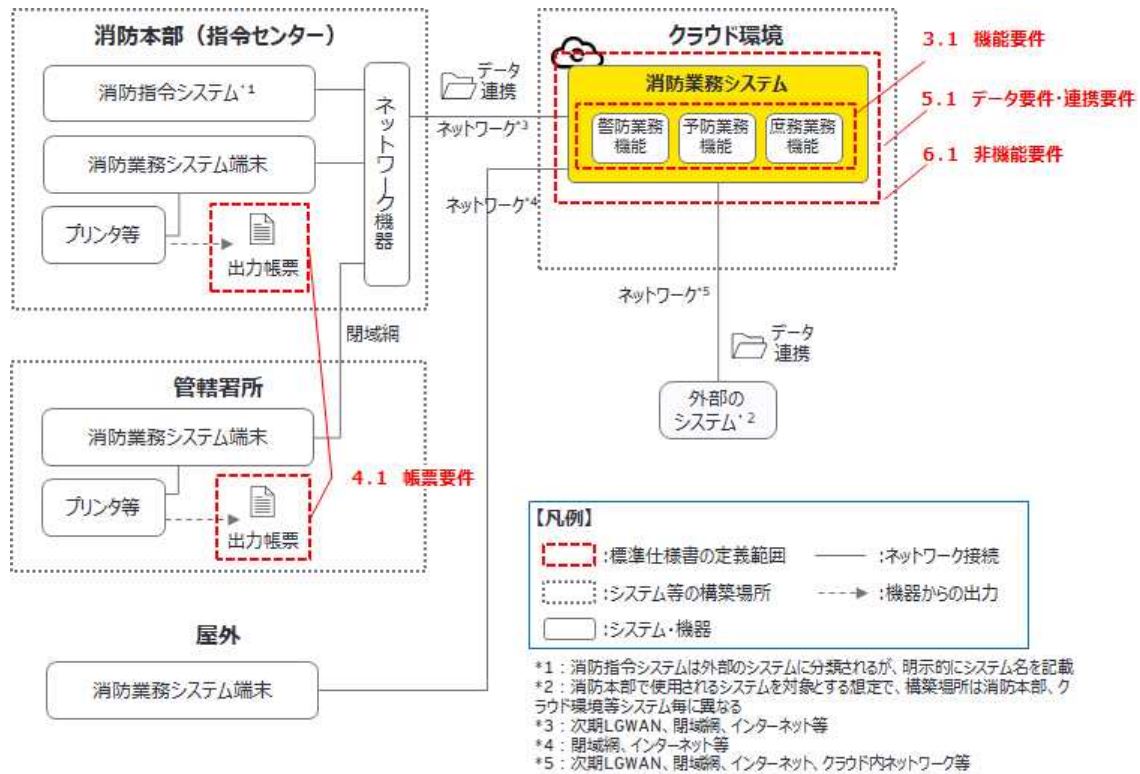


図 2-4 消防業務システム全体構成

第3章 機能要件

3.1 機能要件全般に関する事項

(1) 機能要件の利用方針

機能要件では、消防本部が自消防本部で利用する機能を選択する際の目安とするための区分を示しており、【標準機能】、【オプション機能】の2種類に分類している。標準機能は消防庁にて整理したものであり、警防・予防・庶務業務にて一般的に利用される機能である。オプション機能は、標準機能以外に事業者が提供する機能である。

消防本部はまずは標準機能から利用する機能を選択し、自消防本部の業務特性に応じて必要となるオプション機能を追加で選択することを想定している。

区分	区分説明	消防業務システム事業者のアクション
標準機能	警防・予防・庶務業務にて 一般的に利用される機能	提供可能な機能に対し、 「○」を記入^{*1}
オプション機能	警防・予防・庶務業務にて 標準機能以外に 事業者が提供する機能	提供可能な機能に対し、 「○」を記入^{*2}

^{*1}: 標準機能は、消防本部が機能を選択する際の目安とするものである。また、特定の業務のみサービスを提供する消防業務システム事業者の参入を妨げないよう、消防業務システム事業者に対して全ての標準機能の提供を義務づけるものではない

^{*2}: 消防業務システム事業者が機能一覧表に記載のない独自の機能を提供されたい場合は、機能一覧表に機能を追記し消防本部へ提示すること

図 3-1 機能の区分

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第3章機能要件 3.1 機能要件全般に関する事項】

(2) 機能要件の構成

機能要件は、別紙の消防業務システム標準仕様書「機能一覧」に示す。

① 機能一覧

「機能一覧」は、警防業務、予防業務、庶務業務及びその他業務の4つの業務を行うために、必要な機能を規定したものである。

【業務】 消防業務システムで行われる業務名を業務分類（警防、予防、庶務、その他）毎に記載			【機能】 業務名毎に、標準仕様書内において、重複しない必要最小限の単位で機能名等を記載			【機能区分】 機能毎に、標準機能がオプション機能が機能区分を記載	【提供可否】 事業者が提供可能な機能を記載	【調達有無】 消防本部が調達予定の機能を記載
#	業務分類	業務No	業務名	機能ID	機能名	主な機能概要*	機能区分*	備考
1	警防業務	1	災害(火災)事業管理	ST-0001	災害(火災)事業情報の入力	事業情報の入力ができること	標準	
2	警防業務	1	災害(火災)事業管理	ST-0002	災害(火災)活動報告	・災害(火災)活動報告の入力/印刷/検索/照会 ・部隊活動報告の入力 ・災害(火災)活動報告書などの作成/印刷/検索/照会 ・日次の災害(火災)報告の作成/印刷	標準	

図 3-2 「機能一覧」のイメージ図

第4章 様式・帳票要件

4.1 様式・帳票要件全般に関する事項

(1) 帳票要件の利用方針

帳票要件では、全国の消防本部で一般的に使用されている帳票のうち、業務用途・帳票内容が共通している帳票を標準化対象として規定している。本標準仕様書では、標準システムにて使用する帳票を「国表」「外部帳票」「内部帳票」に分類し、標準システムにおける各帳票分類の利用方針を示す。

「帳票一覧」、「帳票レイアウト・諸元表」にて消防業務システムなどで実施する業務ごとに利用すべき帳票の名称及び一部帳票のレイアウト・項目を示している。消防本部は、消防業務システム標準仕様書にて示された帳票を実装する場合は、本標準仕様書で定める帳票レイアウトを利用することを原則とする。ただし、業務を実施するに当たり、標準仕様書で定義する帳票では不足する場合などは、各消防本部の実情などを踏まえ、追加作成などを行うことを妨げない。

① 国表

「国表」とは、消防組織法第40条第1項に基づき消防庁が行う統計調査などで扱われている調査・報告項目を出力する帳票を指す。消防庁が整備する統計調査システムで、オンライン報告体制が構築されている。「国表」に関しては、消防庁が整備している統計調査システムへの入力様式を利用すること。

② 外部帳票

「外部帳票」とは、消防庁が行う統計調査以外で消防本部が実施する警防業務、予防業務、庶務業務などで使用される帳票のうち、消防本部外の住民及び事業者へ発出することを想定した帳票（通知書、証明書など）を指す。本標準仕様書では、標準システムで全国的に使用される可能性が高い外部帳票を帳票一覧として整理し、そのうち法令等により使用するレイアウトが示されていない帳票のレイアウト・諸元表を示す。

③ 内部帳票

「内部帳票」とは、消防庁が行う統計調査以外で消防本部が実施する警防業務、予防業務、庶務業務などで使用される帳票のうち、消防本部内のみの活用を想定した帳票（報告書、台帳、リストなど）を指す。本標準仕様書では、標準システムで全国的に使用される可能性が高く、各消防本部において業務用途・内容が共通する帳票のレイアウト・諸元表を示す。

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第 4 章様式・帳票要件 4. 1 様式・帳票要件全般に関する事項】

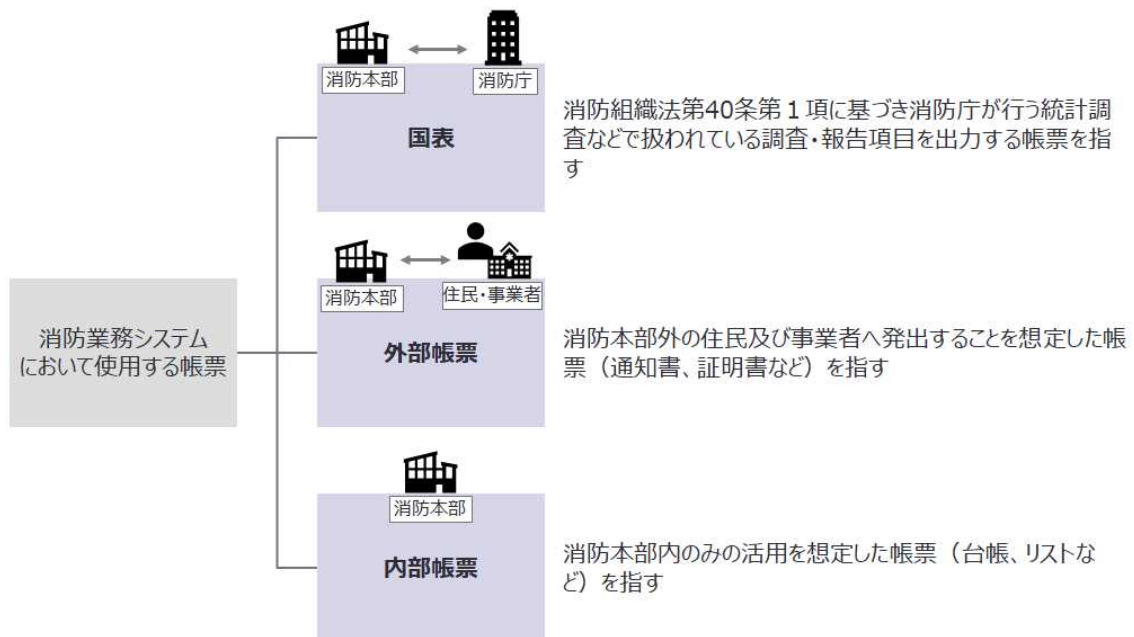


図 4-1 帳票の種類

(2) 帳票要件の構成

帳票要件は、別紙の消防業務システム標準仕様書「帳票一覧」及び「帳票レイアウト・諸元表」で示す。

① 帳票一覧

帳票一覧は、消防業務システムにおける業務を実施する上で必要となる「外部帳票」及び「内部帳票」の一覧を示したものである。帳票一覧には、帳票の名称ごとに帳票ID、関連する機能ID、帳票のレイアウトの参照先を示している。また、補足情報として、機能一覧の機能区分（標準機能・オプション機能）との対応を記載した。

【帳票ID】【帳票名称】 標準システム内で利用すべき「内部帳票」「外部帳票」のID及び名称を記載		【関連する機能ID】 【対応する機能区分】 帳票に関連する機能ID及び対応する機能区分を記載		【標準仕様書におけるレイアウト定義対象】 レイアウトの定義有無を記載	【利用帳票のレイアウト等】 各帳票のレイアウト等の参照先を記載
帳票ID	帳票名称	関連する機能ID	対応する機能区分 標準機能 オプション機能	標準仕様書におけるレイアウト定義対象 ^{※1}	利用帳票のレイアウトなど ^{※2}
0001	火災等即時報告	ST-0003	○		火災・災害等即報帳票 (昭和三十九年10月15日消防令第267号/消防庁長官) 第1号様式
0002	特定の事故即時報告	ST-0003	○		火災・災害等即報帳票 (昭和三十九年10月15日消防令第267号/消防庁長官) 第2号様式
0003	災害確定報告	ST-0011 ST-0014	○		災害報告取扱要領 (昭和三十九年4月10日消防令第246号/消防庁長官) 第1号様式

図 4-2 「帳票一覧」のイメージ図

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第 4 章様式・帳票要件 4. 1 様式・帳票要件全般に関する事項】

② 帳票レイアウト・諸元表

「帳票一覧」において定義する帳票のレイアウト、帳票で使用する項目及び出力条件などを示している。

(文書様式番号)
(文書番号)

救 急 搬 送 証 明 書

申請者 住 所

氏 名

下記のとおり搬送したことを証明する。

年 月 日

(認証者職種・認証者氏名)

見 知	年月日	
	時刻	
被搬送者	住所	
	氏名	
	生年月日	
収容場所		
搬送病院等		

【帳票名・項目名・内容】
各帳票の名称、帳票に印字された項目名及び内容を記載

【各出力条件】
各印字項目の行数、型、桁数、文字フォント等の基本的な出力条件を記載

項番	帳票名	項目名	内 容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ(ポイント)	その他編集条件
1	救急搬送証明書	文書様式番号	消防本部で設定した文書様式番号	1	無	定角/半角	-	IPAm/明朝	-	左	-	11	
2		文書様式番号	消防本部で管理している文書番号を記載	1	無	定角/半角	-	IPAm/明朝	-	左	-	11	
3		タイトル	様式のタイトル	1	無	定角	9	IPAm/明朝	-	左	-	18	
4		申請者_住所	申請者の住所を記載	1	有	住所型	38/2	IPAm/明朝	-	左	○	11	
5		申請者_氏名	申請者の氏名を記載	1	有	本人氏名型	60/2	IPAm/明朝	-	左	○	11	
6		証明文	申請者への証明内容の証明	1	無	定角	18	IPAm/明朝	-	左	-	11	
7		証明年月日	救急搬送の証明を実施した年月日を記載	1	無	日付型	11	IPAm/明朝	和暦	左	-	11	
8		証明者職種・氏名	消防本部で設定した発付証明書の職種・氏名	1	無	定角	20/2	IPAm/明朝	-	左	-	11	
9		発付_年月日	消防署が発付した年月日を記載	1	無	日付型	11	IPAm/明朝	和暦	左	-	11	
10		発付_時刻	消防署が発付した時刻を記載	1	無	定角	8	IPAm/明朝	-	左	-	11	
11		被搬送者_住所	被搬送者の住所を記載	1	有	住所型	38/2	IPAm/明朝	-	左	○	11	
12		被搬送者_氏名	被搬送者の氏名を記載	1	有	本人氏名型	60/2	IPAm/明朝	-	左	○	11	
13		被搬送者_生年月日	被搬送者の生年月日を記載	1	無	日付型	11	IPAm/明朝	和暦	左	-	11	
14		収容場所	被搬送者を待機自動車に収容した場所又は救急隊が出動した場所を記載	1	無	定角	-	IPAm/明朝	-	左	○	11	
15		搬送病院等	被搬送者を搬送した病院名等を記載	1	無	定角	-	IPAm/明朝	-	左	○	11	

図 4-3 「帳票レイアウト・諸元表」のイメージ図

第5章 データ要件・連携要件・文字要件

5.1 データ要件

データ要件は、消防業務システム自体のデータ要件を定める「データベース設計」、消防業務システムとそれ以外のシステムとの連携データ要件を定める「外部連携インターフェイス定義」、消防業務システムを刷新する際に移行するデータの要件を定める「標準移行データ定義」のうち、「標準移行データ定義」のみを規定する。なお、「データベース設計」については機能・帳票・画面等の固定化につながるデメリットがあるため、消防業務システム事業者の競争領域を狭めないよう規定しないこととした。また、「外部連携インターフェイス定義」については、外部のシステム側と消防業務システム側で同じデータ項目を双方で管理することにより余分な負荷が発生しないよう、消防業務システム側では管理せず参照する形とした。

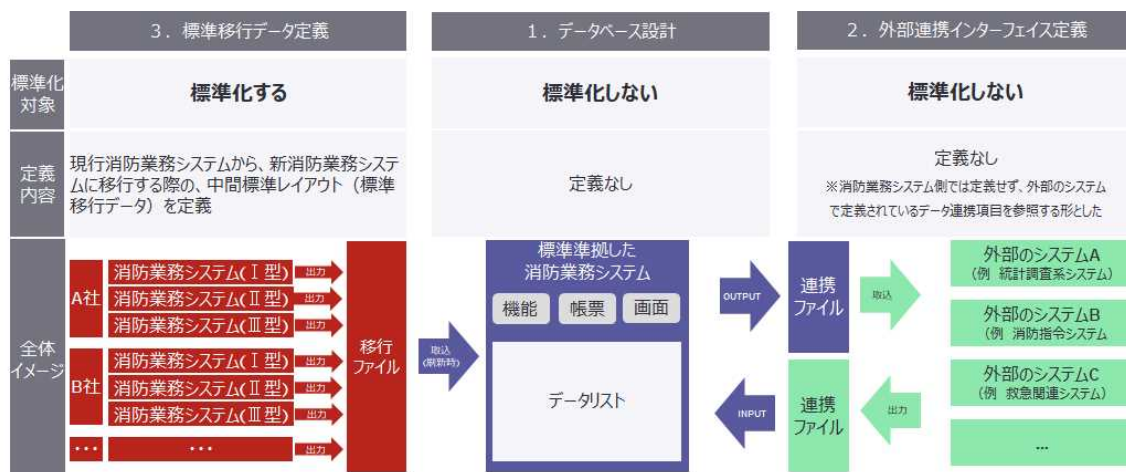


図 5-1 標準化対象

(1) 標準移行データ定義

標準移行データ定義とは、消防業務システムなどの刷新時に、データ移行を円滑に実施するため、データのレイアウト（データ項目名、型、桁数などの属性情報）及び文字要件などを規定したものである。

また、標準移行データの利活用にあたり、移行ファイル自体のファイル形式や文字コード等、既存の消防業務システム事業者、次期消防業務システム事業者にて協議し決定すべきことがある。決定すべき内容や対応案については、中間標準レイアウト仕様利活用ガイド⁴を参照いただきたい。

⁴ 地方公共団体情報システム機構が中間標準レイアウト仕様（標準移行データ定義）の普及促進のために、地方公共団体職員の方の理解と利活用の一助として作成した文書

〔G1-01〕 消防業務システム標準仕様書
【第5章データ要件・連携要件・文字要件 5.1 データ要件】

① 標準化の対象範囲

消防本部の規模に問わず、全消防本部が共通して利用するデータ項目を対象範囲として規定する。

② 標準移行データ定義の構成

標準移行データは、移行ファイルについて定義した「消防業務システムの標準移行データ仕様_移行ファイル構成表・関連図」、各移行ファイル内のデータ項目について定義した「消防業務システムの標準移行データ仕様_データ項目一覧表」、各データ項目で使用するコード値について定義した「消防業務システムの標準移行データ仕様_コード構成表・一覧表」から構成される。

【移行ファイル】

移行ファイル*1毎にデータ項目を記載

【データ項目詳細①】

データ項目の詳細として、データ項目名称、データ型、桁数等を記載

【コード】

データ項目でコード*2を設定する場合に利用

【データ項目詳細②】

データ項目の補足情報として、項目説明や、サンプル値等を記載

No.	移行ファイル	台帳	データ項目名称	データ型	桁数	外字使用	コード	必須○ 任意○ 空白○	繰り返し (日付は2文字の繰り上げ)	項目説明	サンプル値
1	救急事案	救急事案台帳	発起年月	X	9			○		発起した年月	R05/10
2	救急事案	救急事案台帳	署所コード	9	3		1	○		署所コード	R11
3	救急事案	救急事案台帳	出陣番号	9	6			○		出陣番号	R111111
4	救急事案	救急事案台帳	救急隊コード	9	3		2			救急隊コード	R11
5	救急事案	救急事案台帳	発起年月日	X	9					発起した年月	R05/10/12
6	救急事案	救急事案台帳	発起曜日	9	1		3			発起した曜日	R
7	救急事案	救急事案台帳	活動種別	9	3		4			活動種別	R11
8	救急事案	救急事案台帳	事故種別コード	9	2		6			事故種別コード	R1
9	救急事案	救急事案台帳	発起時間	X	5					発起した時間	R1.00
10	救急事案	救急事案台帳	現場到着時間	X	5					現場に到着した時間	R1.00

*1：移行ファイルの詳細については、〔G2-01〕消防業務システムの標準移行データ仕様_移行ファイル構成表・関連図を参照のこと

*2：コードの詳細については、〔G2-03〕消防業務システムの標準移行データ仕様_コード構成表・一覧表を参照のこと

図 5-2 「消防業務システムの標準移行データ仕様_データ項目一覧表」のイメージ図

5.2 連携要件

連携要件は、デジタル庁の「ファイル連携に関する詳細技術仕様」にて規定された仕様に準拠したデータ連携機能を実装すること。

なお、消防業務システムとの連携が想定される外部のシステムの一覧及び、各外部のシステムが保持するデータ項目については、外部のシステム側と消防業務システム側で同じデータ項目を双方で管理することにより余分な負荷が発生しないよう、消防業務システム側では管理せず参照する形とした。外部のシステムに関する情報については、[消防庁のホームページ](#)を参照いただきたい。

(1) 連携方式

消防業務システムと他システムとの連携は、疎結合する形で構築すること。具体的には、ファイル連携を想定している。ファイル連携の実現に当たっては、デジタル庁が定めた「ファイル連携に関する詳細技術仕様」を参照すること。なお、疎結合な連携方式としてAPI連携等も考えられるが、現時点で統一的なAPI連携に関する仕様は規定していない。今後の検討状況に応じて、必要な仕様などを規定していく。

次に、ファイル連携及びAPI連携の概要について説明する。

① ファイル連携

ファイル連携とは、ファイルをデータの転送手段として用いた連携方式のことを指す。消防業務システムが外部のシステムにデータを提供する場合は、消防業務システムにて連携ファイルを生成し、連携ファイル置き場（クラウドサービスのファイルサービス等）に連携ファイルを配置する。外部のシステムは配置されたファイルを取得する。なお、データの提供側で行われる連携ファイルの生成処理と、データの利用側で行われる連携ファイルの取得処理は非同期で実施されるため、各処理の実施タイミングに注意すること。

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第5章データ要件・連携要件・文字要件 5.2 連携要件】



図 5-3 ファイル連携のイメージ図

② API連携

A P I 連携とは、消防業務システムと外部のシステムの間にて A P I（双方のシステムのインターフェイス）を通じてデータの連携を行う連携方式のことを指す。消防業務システムが外部のシステムにデータを提供する場合は、外部のシステムのリクエストを起点に、消防業務システム側で情報源（データベース等）にアクセスしレスポンスデータを生成し、外部のシステムへデータを連携する。

なお、消防業務システムにおいては、現時点で統一的な A P I 連携に関する仕様は規定していないが、今後の検討状況に応じて、必要な仕様などを規定していく。

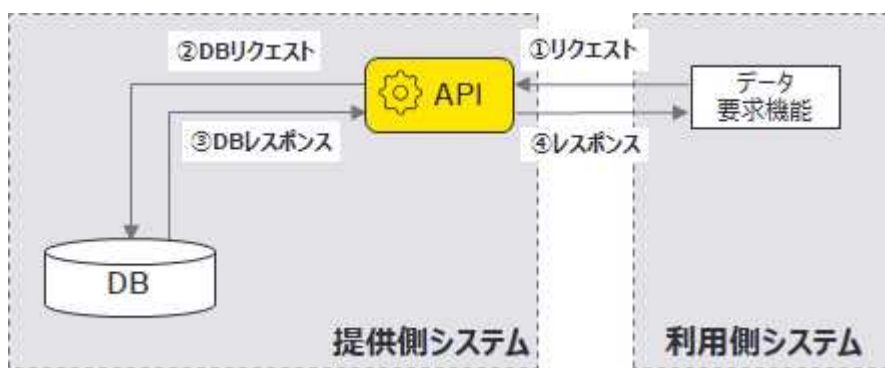


図 5-4 API連携のイメージ図

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第5章データ要件・連携要件・文字要件 5.3 文字要件の仕様】

5.3 文字要件の仕様

文字要件は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書⁵⁾」に準拠する以下内容を検討しており、普及状況等を踏まえ今後定義予定である。

文字要件とは、標準システム内及び他システムとの連携に際して利用するデータの文字に関する要件を規定したものである。標準システムで用いるデータの文字要件には、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の内容に準拠し、文字セット、文字コード、文字フォント及び文字符号化方式を規定する。

標準システム内で保有する氏名など⁶⁾のデータの文字セットは「MJ+⁷⁾」、氏名など以外のデータは「MJ+」、又は「JIS X 0213:2012⁸⁾」とする。また、他システムとの連携時の文字セットについて、独自システムとの連携は「MJ+」、又は「JIS X 0213:2012」、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は「JIS X 0213:2012」とする。なお、いずれの場合も文字コードは「JIS X 0221:2020」とする。

文字フォントについて、標準システム内で保有する氏名などのデータは「MJ+」、又は「JIS X 0213:2012」の字形を参考に作成された文字フォントを使用、氏名など以外のデータの文字フォントは任意とする。

文字符号化方式は、標準システム内については「UTF-8⁹⁾」又は「UTF-16¹²⁾」、他システム間との連携については「UTF-8」とする。

		文字セット (文字集合)	文字コード	文字フォント	文字符号化方式
システム内のデータ	氏名など	MJ+	JIS X 0221:2020	MJ+、JIS X 0213:2012の字形を元に作成したフォント なお、IPAm明朝フォント、デジタル片が作成するフォントも活用可	UTF-8 又は UTF-16
	氏名など以外	MJ+、JIS X 0213:2012		任意	
他システムとの連携データ	標準業務	(氏名など) MJ+ (氏名など以外) MJ+、JIS X 0213:2012		対象範囲外	UTF-8
	独自	MJ+、JIS X 0213:2012			
	外部	JIS X 0213:2012			

図 5-5 消防業務システム標準仕様書における文字要件

⁵⁾ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第7条第1項に規定する「共通する基準」のうち、標準化法第5条第2項第3号イ（電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項）に関するものについて規定した文書

⁶⁾ 「氏名など」は氏名/旧氏/通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所/方書に関するデータ項目を指す

⁷⁾ 文字情報基盤の文字セットに、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、標準システムに必要な文字としてデジタル片が指定した文字を加えた文字セット

⁸⁾ 日本語の文字セットを規定するJIS規格の一つ

⁹⁾ UTF-8, 16とは、Unicode/UCSで定義された文字集合を表現することができる符号化方式。一文字を1～6バイトの可変長で表現するもので、様々な言語の文字を扱うことが可能

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第6章非機能要件 6.1 非機能要件全般に関する事項】

第6章 非機能要件

6.1 非機能要件全般に関する事項

非機能要件では、消防業務システムの可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジーに係る、機能要件以外の要件を規定している。各項目の内容は表6-1にて示す。

表 6-1 非機能要件の大項目

大項目	内容	要求事例
可用性	システムサービスを継続的に利用可能とするための要求	- 運用スケジュール(稼働時間、停止予定など) - 障害、災害時における稼働目標
性能・拡張性	システムの性能及び将来のシステム拡張に関する要求	- 業務量及び今後の増加見積り - システム化対象業務の特性(ピーク時、通常時、縮退時など)
運用・保守性	システムの運用と保守のサービスに関する要求	- システム稼働レベル - 問題発生時の対応レベル
移行性	現行システム資産の移行に関する要求	- 新システムへの移行期間及び移行方法 - 移行対象資産の種類及び移行量
セキュリティ	情報システムの安全性の確保に関する要求	- 利用制限 - 不正アクセスの防止
システム環境・エコロジー	システムの設置環境やエコロジーに関する要求	耐震/免震、重量/空間、温度/湿度、騒音などのシステム環境に関する事項

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第 6 章 非機能要件 6.1 非機能要件全般に関する事項】

(1) 非機能要件の構成

非機能要件は、別紙の消防業務システム標準仕様書「非機能要件」で示す。

① 非機能要件

非機能要件は、総務省・デジタル庁が定めた地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第 1.1 版】¹⁰をベースとした。また、他の地方公共団体システムの基幹系業務システムなど異なり、災害時を含む 24 時間・365 日の稼働などが求められる。その点を踏まえ、表 6-2 のとおり、標準非機能要件からは「可用性」、「運用・保守性」の観点を中心に非機能要件として要求するレベルの見直しを行った。

¹⁰ 「非機能要求グレード（地方公共団体版）」（平成 26 年 3 月・J-L I S 作成）において、クラウド調達時の扱いが「○：クラウドの対象と成り得る項目」とされている項目を中心に、必要と考えられる項目の「選択レベル」を基準として、最新の状況などを鑑み修正・追加をした文書

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書
【第6章非機能要件6.1 非機能要件全般に関する事項】

表 6-2 標準非機能要件からの見直し内容

仕様書項番	項目説明	変更内容・理由
A.1.4.1	● システム再開目標(大規模災害時) 大規模災害が発生した際、どれ位で復旧させるかの目標。 大規模災害とは、火災や地震などの異常な自然現象、あるいは人為的な原因による大きな事故、破壊行為により生ずる被害のことを指し、情報システムに甚大な被害が発生するか、電力などのライフラインの停止により、システムをそのまま現状に修復するのが困難な状態となる災害をいう。	【変更前後の比較】 ＜変更前＞ 1ヶ月以内に再開 ＜変更後＞ <u>1週間以内に再開</u> 【変更理由】 発災直後に必要となるシステムではないが、1週間以上のシステム停止は業務に大きな影響を与える可能性があるためレベルを引き上げる
C.1.1.1	● 運用時間(平日) 業務主管部門などのエンドユーザが情報システムを主に利用する時間。(サーバを立ち上げている時間とは異なる。)	【変更前後の比較】 ＜変更前＞ 定時内での利用(1日8時間程度利用) ＜変更後＞ <u>24 時間利用</u> 【変更理由】 消防本部の業務特性上、24 時間・365 日稼働が求められるためレベルを引き上げる
C.1.1.2	● 運用時間(休日など) 休日など(土日/祝祭日や年末年始)に業務主管部門などのエンドユーザが情報システムを主に利用する時間。(サーバを立ち上げている時間とは異なる。)	【変更前後の比較】 ＜変更前＞ 定時内での利用(1日8時間程度利用) ＜変更後＞ <u>24 時間利用</u> 【変更理由】 消防本部の業務特性上、24 時間・365 日稼働が求められるためレベルを引き上げる

〔G1-01〕 消防業務システム標準仕様書
【第6章非機能要件 6.1 非機能要件全般に関する事項】

仕様書項番	項目説明	変更内容・理由
C.4.5.1	● 独自システム・外部システムとの接続有無 情報システムの運用に影響する他システムや独自システム・外部システムとの接続の有無に関する項目。	【変更前後の比較】 ＜変更前＞ 他システムと接続する ＜変更後＞ <u>独自システム・外部システム</u>と接続する 【変更理由】 消防業務システムで実施する業務において、独自システム・外部システムとの連携が行われる可能性があるためレベルを引き上げる
C.5.9.1	● 定期報告会実施頻度 保守に関する定期報告会の開催の可否。	【変更前後の比較】 ＜変更前＞ 四半期に1回 ＜変更後＞ <u>半年</u>に1回 【変更理由】 消防業務システムの保守に関する報告事項が少ないためレベルを引き下げる

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	利用 ガイド の解 釈※	選択レベル	選択時の条件	レベル (該当箇所を塗りつぶし)							備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	
								-	・	0	1	2	3	4		5
C.1.2.2	運用・保守 性	通常運用	外部データ の利用可否	外部データによりシステムのデータが復旧 可能かどうか確認するための項目。 外部データとは、当該システムの範囲外に 存在する情報システムの保有するデータを 指す(例:住民基本4情報については、住基 ネットの情報がある等)。		2	システム の復旧に 外部デー タを利用 できない [-] 外部に同じデータを持つ情報 システムが存在するため、本シス テムに障害が発生した際には、 そこから抽出したデータによっ て情報システムを復旧できるよう	仕様の対 象とな ない	ベンダー による提 案事項	外部デー タによりシ ステムの 全データ が復旧可 能	外部デー タによりシ ステムの 一部の データが 復旧可能	システム の復旧に 外部デー タを利用 できない				【注意事項】 外部データによりシステムのデータが復旧 可能な場合、システムにおいてバックア ップ設計を行う必要性が減るため、検 討の優先度やレベルを下げて考えるこ とができる。
C.2.3.5	運用・保守 性	保守運用	OS等パッチ 適用タイミ ング	OS等パッチ情報の展開とパッチ適用のポリ シーに関する項目。 OS等は、サーバー及び端末のOS、ミドル ウェア、その他のソフトウェアを指す。 脆弱性に対するセキュリティパッチなどの緊 急性の高いものは即時に適用する。	P29	4	緊急性の 高いパッ チは即時 に適用し 、それ以 外は定期 保守時に 適用を行 う [-] 外部と接続することが全くない 等の理由で緊急対応の必要性 が少ない場合(リスクの確認がと れている場合)。	仕様の対 象とな ない	ベンダー による提 案事項	パッチを 適用しな い	障害発生 時にパッ チ適用を 行う	定期保守 時にパッ チ適用を 行う	緊急性の 高いパッ チのみ即 時に適用 し、それ 以外は障 害発生時 等適切な タイミング で適用を 行う	緊急性の 高いパッ チは即時 に適用 し、それ 以外は定 期保守時 に適用を 行う	新規の パッチが リリースさ れるたび に適用を 行う	【注意事項】 リリースされるパッチの種類(個別パッチ/集 合パッチ)によって選択レベルが変 わる場合がある。 セキュリティパッチについては、セキュリ ティの項目でも検討すること(E.4.3.4)。 また、マイナンバー利用事務系のOSにつ いては最新のパッチを速やかに適用す ること。 なお、事前検証なくパッチを適用しなけ ればならないというわけではない。

図 6-1 別紙「非機能要件」のイメージ図

第7章 用語

7.1 用語の定義

本項目では、本仕様書で繰り返し出てくる用語や、読み手によって理解に差異が生じる可能性がある用語を対象に、その定義を表7-1に示す。

表 7-1 用語の定義

No.	用語	定義
1	ベンダーロックイン	- 特定の製品やサービスを提供している事業者の技術などに利用者が依存している状況 - ベンダーロックインが発生すると、利用者は他の事業者の製品やサービスに移行することが難しくなり、変更する際に高い費用や手間が発生する可能性がある
2	疎結合	- システムが他のシステムの実装や動作に依存せずシステム単体で動作する設計思想 - コンピュータシステムの異なる二つの構成要素(システムを跨ぐ場合を含む)の結びつき(依存性)が弱い状態
3	クラウド	クラウドは、利用者がハードウェアやソフトウェアを持たなくとも、インターネットを通じてサービスを必要な時に必要なだけ利用する環境で、ガバメントクラウド、パブリッククラウド、プライベートクラウド等のクラウド環境を中心に検討
4	ガバメントクラウド	クラウドの一つで、デジタル庁が認定したクラウドサービスを行政機関や地方自治体向けに共通的な基盤・機能として提供するもの
5	パブリッククラウド	- クラウドの一つで、クラウドサービス提供事業者が提供するクラウド環境で、利用者でクラウド環境を共有利用するもの - 企業でも個人でも利用したい人が専用のハードウェアなどを所有することなく、必要な時に必要なだけ自由にサーバやネットワークリソースを利用できるもの
6	プライベートクラウド	クラウドの一つで、クラウドサービス提供事業者が提供するクラウド環境で、企業等の利用者毎に専用のクラウド環境を構築され利用者が占有するこ

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書

【第7章用語 7.1 用語の定義】

No.	用語	定義
		とができるもの
7	オンプレミスシステム	・ アプリケーションごとに個別動作環境を消防本部側で準備し、サーバなどを消防本部に設置して運用するシステム
8	クラウドシフト	・ 利用するアプリケーションなどをオンプレミス環境からクラウド環境へと移行すること
9	マネージドサービス	・ 運用・保守といった業務をサービスとして提供 ・ マネージドサービスを利用することにより、利用者は運用・保守などの手間を減らすことが可能
10	ハードウェア	・ ハードウェアはコンピュータや端末の基本的な機能を提供し、データの入力、処理、保存、出力などを実行するもの
11	OS	・ コンピュータやスマートフォンなどの情報処理装置にて、システム全体を制御・管理するためのソフトウェア
12	ソフトウェア	・ コンピュータやスマートフォン、タブレットなどの情報処理装置で動作するプログラムやデータの総称 ・ ハードウェアがコンピュータや端末の物理的な部分を構成するのに対して、ソフトウェアはそのデバイス上で動作するアプリケーションなどの論理的な部分を指す
13	ミドルウェア	・ アプリケーションとOSの中間的な処理を行うソフトウェア
14	アプリケーション	・ コンピュータやスマートフォン、タブレットなどの情報処理装置で実行されるソフトウェア
15	モダンアプリケーション	・ ビジネスの革新と能力を向上させるために最新技術基準やベストプラクティス（優れていると評価される手法）を取り入れたアプリケーション
16	インターフェイス	・ システムなどの中間にあり、データのやり取りをするもの、又はそのための規約
17	API (Application Programming Interface)	・ プログラム機能をその他のプログラムでも利用できるようにするためのインターフェイス
18	UI (User Interface)	・ 利用者とサービスをつなぐもの、又は利用者が触れるもの

【G1-01】 消防業務システム標準仕様書

【第7章用語 7.1 用語の定義】

No.	用語	定義
		・ 利用者が操作する画面、マウスやキーボードなどが含まれる
19	UX (User Experience)	・ 利用者が商品やサービスを通じて得られる体験 ・ 商品やサービスによって得られる感情だけでなく、他社製品より使いやすいなどの品質に関わるものも含まれる
20	基幹業務システム	・ 消防業務を補助するためのシステムの総称
21	標準システム	・ 消防業務の標準仕様書に適合する基幹業務システム 具体的には下記システムを指す ・ 消防業務システム(消防業務システム標準仕様書に準拠しているもの)
22	独自システム	・ 国や地方公共団体が条例や予算に基づいて行う独自施策を実現するためのシステム 具体的には下記システムを指す ・ 消防業務システム(消防業務システム標準仕様書に準拠していないもの、オンプレミス環境で稼働するもの等) ・ 消防指令システム ・ 統計調査系システム ・ 電子申請サービス
23	外部システム	・ 国や地方公共団体以外の者が整備又は運用する主たる責任を有するシステム 具体的には下記システムを指す ・ 救急関連システム
24	消防業務システム	・ 警防業務、予防業務、庶務業務・その他業務に係るシステム
25	統計調査系システム	・ 消防庁が実施している各種統計調査において活用されるシステム
26	帳票	・ 消防本部にて用いられる消防業務に関連する情報を記録・管理するための文書であり、消防庁への調査・報告で出力する国表、一般に公表される外部向け帳票、消防本部内で利用される内部帳票に分けられる